小国町資格取得支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内事業者の技術者・技能労働者等の人材育成を図り、人材の定着や事業活動の活性化を図るため、従業員の施工管理技士等の資格取得費用を負担する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、小国町補助金等交付規則（平成２６年小国町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　町内に１年以上在住して独立して事業を営む個人

（２）　町内において１年以上独立して事業を営む法人

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

補助対象経費	補助率（補助金額）
①の者が②に掲げる資格を取得するために補助対象者が負担した③の経費。 ①小国町に住所を有する常勤の役員又は従業員（個人事業主を含む。）。 ②補助対象者が営む事業に従事するために必要な資格（施工管理技士、建築士、技術士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、測量士又は技能士等）。 ③当該年度の４月１日から３月３１日までに負担した資格試験の受験手数料、講座受講料（入学金を含む。）、願書代、手数料等並びに年度内に購入した教材費（講座受講に係る教材費は講座受講料に含むものとする。）。 　資格受験年度の前年度に支払われた経費（教材費は除く。）であっても、当該資格試験を受験するために、補助対象者が負担した経費は補助対象経費とする。	２分の１以内。 （一人当たり金３万円を上限とし、千円未満を切り捨てる。）

２　補助対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。

３　その他町長が特に必要と認めるもの。

（交付申請書）

第４条　補助金の交付申請を行おうとする者は、２月末までに交付申請書（別記第１号様式）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 受験者の常勤性が確認できる書類
(2) 資格試験の要項が確認できる書類
(3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）
第５条　町長は、前条の申請があった場合において、審査のうえ補助金を交付することを決定又は却下したときは、補助金交付決定（却下）通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）
第６条　補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記第３号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
(1)実施報告書（別記第４号様式）
(2)収支精算書（別記第５号様式）
(3)資格試験受験を確認できる書類の写し
(4)受験手数料、講座受講料、入学金、教材費等の支払を証する書類の写し
(5)その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）
第７条　町長は、前条第１項の実績報告書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定するものとする。
２　前項の規定による補助金の確定通知は、補助金確定通知書（別記第６号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）
第８条　規則第８条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過した日までとする。

（補助金の請求等）
第９条　補助対象者は、第７条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（別記第７号様式）により補助金を請求するものとする。

（証拠書類の保管期間）
第１０条　規則第２０条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。ただし、町長が別に定める場合はこの限りでない。

（雑則）
第１１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。